

「自由な主体」についての覚え書き

—教育とケアの視点から—

岡田敬司

I 「自由な主体」の顕現の条件としての権力場

1 権力と支配と自由

フーコーの言うところでは⁽¹⁾、他者関係における自由と自己関係における自由とは互いに絡み合って形成され、古代ギリシャにおける市民の徳をなしていた。ヘレニズムからローマ時代にかけて、この自己への権力関係は節制から内省へ、つまり文字通りの力能から理性的認識の能力へと変遷するが、對他と対自の対関係は同じである。つまり、他者との権力関係を生き抜くことと、自己を衝動や情動から自由な主体として構成することは表裏一体なのである。

とはいえ、本稿の検討対象は前者である。他者との権力関係における自由のほうが基本であり、これが転移して自己への関係における自由になると考えるからである。

教育とケアの場が支配に陥らないための条件は何か、という問いを立ててみよう。ここでいう支配とは、主体の存在様式や振る舞いの様式を選択の自由を消滅させてしまうたぐいの権力関係である。

教育やケアの配慮が先ずもって支配を避ける配慮であるとして（必ずしも自明ではないが）、その中身は具体的にはなんであろうか。

- ① 権力ゲームが相互的であることを目指す。（必ずしも対称的である必要はない。）
- ② 言語ゲームが相互的であることを目指す。（必ずしも対称的である必要はない。）これは権力ゲームの一部であるが、強/弱の固定化よりは真/偽の固定化がおりやすい。
- ③ 著しく非対称な権力ゲームの中でも、ケアのゲームは固定化をいとわないでむしろ非対称の固定性を原資としつつ両当事者の生の充実を探る。これは幼児期の教育でも同様である。

権力ゲームという用語はいくらかの吟味を必要とす

るだろう。

権力ゲームに人が巻き込まれていることは否定しがたい事実である。力のやり取りとしての権力関係は人が社会を構成して生きている以上、いわば自明の事柄である。

ここで問題になってくるのは、この権力関係が「自由な主体」の存立を許すものであるか否かだが、権力ゲームという言葉を用いたときにはすでに権力が双方向に作用していることを表しているから、たとえ一方の側が弱者であっても、彼は強者の権力行使に完全に屈服してしまう（被支配）のではなく、何らかの主體的反応（逆権力の行使）をしている。反応の形を自らが選択決定しているわけで、そこに「自由な主体」が存在するといえる。したがって本当の問題は、はたして権力ゲームが成立しているか、それとも全面的な支配となってゲームが成立していないかの見極めである。

支配を被る一方的権力関係と逆権力による選択的行為が存在する双方向的権力関係を対立的にとらえて、支配、不自由をもたらす権力関係と解放、自由をもたらす権力関係を対置した以上の論に対して、廣瀬は疑義を唱える⁽²⁾。権力関係はそもそも両価的なのだと。

この廣瀬の論は単純明快とは言えないが、ヘーゲルの「主と僕の弁証法」が示したものと同じであるように思える。すなわち主と僕の権力関係は主の支配をいったんはもたすが、周知のようにそれは後に逆転する。権力、能力といったものは支配—被支配に対して両価的なのである。完全な支配でないからには、被支配者の主体性あるいは自由を圧殺するには至らないわけである。それはいわば「現実の試練」であって、自由をつぶすことも伸ばすこともあるのだ。

しかしながら、このような一般論を立ててしまうのはいささか楽観的に過ぎよう。人は一方的な権力には、好む好まざるにかかわらず何らかの形で反撃してしま

うものだ、というのが正しいとしても、中には反撃の意志そのものを解体したり萎えさせてしまうものもある。たとえば先の研究で取り上げた二重拘束⁽³⁾のような構造を持つ権力行使の場合である。ここでは権力行使を被った者（息子）は、反撃の意志を現実化する前に、内的混乱の渦に呑み込まれてしまうのだった。

対抗権力が成立しない、すなわち権力ゲームが成立しない事態を可能な限り典型的に数え上げてみよう。

- ① 対抗意志の萌芽はみられるが、それを対抗権力として組み上げる知的見通しも持続的情動も成立しない。（二重拘束）
- ② 対抗意志が全面的に委縮し、主意的に全面服従を選ぶ。（マインドコントロール、権威）
- ③ 対抗権力が露骨に相克的で、相手を殺してしまう、あるいは殺されてしまう。（戦闘）
- ④ 変則的権力ゲームの例としてのケア関係・・・相手を支配するのではなく援助や支持をするかかわりであり、権力行使は支配のためではなく解放のために、つまり自由の度合いを高めるべくなされる。このことは一般的には権力行使をされる側、つまり援助される側にも了解されている。しかし稀には二重拘束の亜型のような場合もある。つまり援助される側が実感的には支配されていると感じてしまう事態である。

逆説的ではあるが、この場合はたいてい何らかの対抗型権力ゲームが成立する。ケアする側の善意を察知して反応する場合でも、逆に悪意を感知して反応する場合でも、そこにはケアされる側の主体性が顕現する。意識的に反応して表現行為を選択成立せしめるからである。

問題は、支配されているともされていないとも感じない場合である。つまりケアする側のかかわりのすべてが、まったく自然な当たり前のものと感じられる場合である。こんな場面では支配する意図も力も感知されないのだから、端的に非支配つまり自由が感じられるのだといえそうだが、そうでもない。なぜなら自由は、自由を圧殺する力や意図に対する抵抗が、有効になし得ていると感じるときにこそ、感知されるからである。

2 主体の顕現について

一般的に言って、支配をこうむった人間の主体性は顕現しない。このことは、支配が文字通り相手の意志を圧殺するものであっても、逆に支配が「いたせりつくせり」で、受け手が自分の意志を表出する必要を感じない場合であっても同じである。この人間は自分の主体性を示す機会を奪われてしまうのである。支配の形の両極端といえようか。

このようなわけで、ケアの場合でも教育の場合でも、患者や子どもの主体性の顕現には、自由を圧殺するような権力がかかかってきていて、それに対して患者や子どもが反撃する「逆権力の行使」の必要性を感じて反応し、この行使が幾分なりとも有効であった、あるいは有意味であったと直感される必要がある。たとえば介護者の支配を思わせる介助に対し、「不快である」との言明あるいはしぐさをして、相手の行為の転換が引き出された場合、あるいは教師の支配を思わせる指示に対して「不当である」との言明を子どもが行い、結果として教師の指示の仕方に改善が見られた場合などは、「主体性が顕現した」といえるのである。

確かに、これらの場合においては、逆権力行使たる言明ができているのだから既に主体が存在したことは確かである。私たちがここで示そうとしたのは主体の存否そのものではなく、逆権力行使の経験が主体性の自覚をより強固にし、このことが主体性のさらなる確立への歩みを促すのだということである。

この事情はG・カンギレムの健康（正常）と病（異常）の定義の仕方⁽⁴⁾を思い起こさせる。彼によれば、健康（正常）とは外的あるいは内的な環境に変化が生じたとき、生体の諸定数を再設定して環境への適応を再構築する能力の幅の十分な大きさであり、病（異常）とはその能力の欠如あるいは幅の不足である。何にしても、生体と環境の相互作用の存在、存続が正常、異常を語る上での前提項なのである。

同様に主体性（自由）の顕現を語る上で、主体と他者との権力ゲーム（相互作用）の存在、存続が前提になっており、主体性の顕現とは、他者による支配じみた権力行使を被ったときに、逆権力行使で反応し（主体の諸定数を再設定し）、その結果相手との相互作用が適度な、適切なものになった（関係が適応的なも

のに再構築された) ときのことなのである。主体性の消滅は逆に、この関係再構築の失敗あるいは不在のときに起こるのである。

以上の考察から引き出せるケアや教育のかかわりに対する含意は、次のとおりである。

- ① それが適切か否か、あるいは主体的なかかわりとなっているか否かは、相手からの権力作用あるいは反応が大きく変化し、あるいは支配的あるいは拒否的あるいは圧殺的な様相を見せたとき、主体の側が逆権力作用によって相手との関係を適応的なものとして再構築できたか否かで決まる。
- ② 換言すれば、ケアや教育における主体の健康(正常)病(異常)は個体の単独の諸定数で決まるのではなく、関係当事者双方の間の変化に際して、主体の関係再構築の能力の有無によるのだということである。
- ③ この再適応の能力はもちろん個体の持つ様々な能力によるのであるが、それらの諸能力が有効なものであるか否かは相手次第である。関係再構築の成否は、双方の個体の固有の定数再設定の能力の幅によるだけでなく、双方の能力の相性にもよるのである。

II 「自由な主体」が生成するには総合的判断が必要である

1 顔への感受性、あるいは触発への感受性

先の論文で述べたように、私たちの主張の眼目は「ケアや教育を行う主体の主体性は(逆説的ながら)相手の顔への感受性⁽⁵⁾や相手の行為様式の異文化性への感受性⁽⁶⁾によってこそ意味になるのであって、この感受性を欠いた文字通り「自律的」な主体性はケアや教育に関する限り無意味である」という点にある。カント風に言えば、対象世界の存在者に「規定的判断」の網をかぶせる能力よりも、対象たる存在者からの呼びかけを聞く能力、その出会いの経験から意味をくみ取る能力、つまりは「総合的判断」の能力こそが重要だということである⁽⁷⁾。

このように初発の受動性あるいは他律性を強調する見方は、ややもすると主体の自由な自律性の意味を見

失っているとされがちであるが、そうではない。少なくともケアや教育の営みにおいては、相手の必要に対応していないかかわりの多くは無意味であり(ときには有害であり)、相手の声なき声に聴従する能力⁽⁸⁾こそが有効なケアや教育を可能にする。この意味で、声なき声に聴従する能力こそが教師の真の主体性の存在の証しなのである。

カントの道徳論では「善き」行為を選択決定できることが、自律性の意味であった。同様にケア論や教育論においては「有効な」かかわりを選択決定できることが主体の自律性の意味であり、この自由の行使には今述べてきたように、受動的総合⁽⁹⁾の能力が前提となっているのである。

2 個人の尊重

① 固有名を持ち主として

ここでいう個人とは人間の単位量としての「一人」のことではなく、原理的に空間的にも時間的にも代替のきかない「唯一者」のことである。私たちは物心づいた時から「自分は絶対に他人では置き換えの効かない存在だ」と直観している。

しかしこの直観は何か根拠があるだろうか。各人が互いに異なった名前を与えられ、これを核にして各人が自分のアイデンティティを作っているとしよう。このことは、つまり固有名は「自分は唯一者だ」ということの根拠になるだろうか。固有名の語義は「代替のきかない唯一者の名」であろうから、固有名を持つ者は唯一者である、といえそうである。同姓同名の人が何人いてもこのことは成立していると思える。つまり、個人を個人として識別する意志さえ存在すれば、昭和23年生まれの山田太郎と平成23年生まれの山田太郎は識別できるし、一卵性双生児の大空花子1と大空花子2も成長するにしたがって識別可能になってくる。R・ザゾの研究⁽¹⁰⁾によれば彼女らは生得的特徴が同じであることを補うかのごとく、性格的に対照的な人物になっていくのである。要は物理的指標がどれだけ違っているかではなく、指標を手掛かりに、どれだけ違いを識別し、あるいは現実化するかの意志の強固さが重要なのである。

ところで、個人の尊重あるいは個性の尊重とは厳密

には何を意味しているのだろうか。

主体が行為の主（選択実行者）を表す言葉だとすれば、個人は他の主体（他者）と識別される主体を表す言葉だといえよう。

上の考察で示したように、個人の尊重、尊厳、という思想は先ずもって各個人を識別する強固な意志によって存立可能になる。歴史民俗学の示すところでは、これは近代社会の生成期に、ブルジョワが自分の家族、家庭を地域共同体のしがらみから切り離して、いわゆるプライバシー空間を作り出したことの延長上の副産物である。まず家族の独立、続いて個人の独立というわけである⁽¹¹⁾。

といっても、識別する意志が強固であることは、最初の条件にすぎない。続いての条件として、何が識別されるのか、の明確化があげられるだろう。個人に決まっているのではないか、という声が飛んできそうであるが、主体を行為の選択実行の主人公と定義し、個人を他の主体から識別される主体と定義しても、個人を構成する中身が明らかになったわけではない。

個人が他者（他の主体）と識別される主体を表す言葉だとしても、問題が残る。それは「何によって」、「何を手掛かりとして」自他が識別されるかに移る。ここで見てきたのは「名前」であったが、続いて「身体の形状と動き」そして「生活史」を見ていくことにしよう。

② 自己身体の持主としての個人

ここで身体というのは、静止した形と行為遂行中の動的な形とをまとめたものである。つまり上の「身体の形状」と「振る舞いの形状」をまとめたものである。私たちが普通に「これが身体だ」と思っているものは、この動作主としての身体である。この身体を持っている、あるいはこの身体であるからこそ、人間主体はメルロ＝ポンティの言うように⁽¹²⁾「我なし能う」の主体なのである。

ところで、この身体が私の身体であるとは、いかなる意味であろうか。第一に思いつくのは、この身体が「私が思うように動く」とき、この身体を私の身体だと思うということである。私が「こうしたい」「ああしたい」と思うと、そのようにできるということだ。もちろんこの思いが「空を飛ばしたい」のような場合は、

そのようには「できない」のであって、こうした思いには「夢想」の名が与えられるのである。

ということは、人は無条件に自分の身体を持ち主であるのではなく、「この身体のできること」と「私のしたいこと」とを調整しおおせたもののみが「自分の身体」の持ち主たりうるのである。そこには長い学習経験の時間が介在しているのである。

このようなわけだから、写真や彫像のようにその物理的形狀が「私の身体の外観的特徴」を正確に示したとしても、この静止図形は「私の」身体であることを示すうえでは二の次であり、上に述べた「私はできる」の動的身体にははるかに及ばないのである。私の身体の外観との違いがはっきりしておれば、それはあたかもあたかも名前のように自他を区別する記号的な働きをしてくれるだろうが、何としても、私の本体としての私の欲望を外化する手段としては不十分である。それは「我なし能う」の実感経験を通してのみ実現できるのである。

③ 生活史の持ち主としての個人

各個人を代替のきかないものとして相互に識別する手がかりとして、先に名前を挙げたが、名前はあくまで識別の道具としての記号であって、識別される個人そのものではない。

私は個人の中身、個人そのものを指すものとして、その人の生活史を挙げたい。それも単独者としての生活史ではなく、対生活者（ペア）の生活史を、である。

単独者も集合体も自分（たち）の生活を物語として記憶し、必要に応じて語りだすことはできよう。しかし、単独者の記憶や語りは完全な主観の事柄であるので、夢幻や妄想ではないことの証しが難しい。他方、共同体や集合体の語りは、語り手と聞き手が別でありうるので、観察者の立場での聞き取りが成り立ち、相互主観性が客観性を成立させるかのごとくであるが、そこで語られる個人は英雄や王などに限られ、一般の個人が「かけがえのない個人」として語られることはない。

このようなわけで、私たちは「個人の尊重」すなわち「かけがえのない個人」が生活史の中身であるような物語の紡がれる特権的な場として、対生活者（ペア）関係を挙げる。親子、特に母子間にみられる濃密なペア関係、それに劣らず濃密な恋人同士や夫婦のペア関

係、そして認知症で自己意識の存立さえ怪しくなった老母を「かけがえのない人格」として介護する娘にみられるペア関係などを典型的な見本としてあげることができよう。乳児と母の関係や老母と介護する娘の関係などは、相手に主体としてのまとまりや一貫性が客観的に存在すると主張するのが難しいにもかかわらず、そこに「かけがえのない人格主体」が存在することを信じて疑わない関係である。恋人同士や夫婦の間においても「あばたもえくぼ」式の主観的な認識がまかり通っているから、大同小異かもしれない。とすれば、ペア関係においては、「かけがえのない人格」が客観的認識様式においてではなく、多分に錯覚の可能性をも含みこんだ相互主観的認識様式において認識されているのである。

認識するの中に信じる、あるいは思い込むが浸透していることは、必ずしも認識が不確かだということを意味するものではない。他者の人格はそこにおける内面という性格を否定できない以上、外的な客観認識に還元してしまうことはできず、いくぶんなりとも「信じる」対象なのである。そして、この信じることが自己成就予言⁽¹³⁾のように当のペア関係を可能にし、ペア関係の生活史的物語を存在させているのである。

このペアの生活史物語において弱者が存在する場合は、強者が弱者の「かけがえのない人格存在」を語り、強者の側は助けを求めて呼び掛けられることにおいて、自己の対他存在を知る。すなわち、単なる自惚れ以上の自己存在の価値を知るのである。

Ⅲ 私たちのテーゼ：对生活者関係における越境現象としての相互主観性が「かけがえのない人格存在」の認識基盤である

越境現象とは、愛憎を伴う二者関係において典型的に認められる同一視を指している。愛や憎しみに彩られた二者関係においては、相手の認識は対象を客観化してとらえることよりも、対象の情動的価値を感知することのほうに重点が移る。そして「愛している」と「愛されている」という二極が、ふつうの認識におけるように認識主体の側と認識客体の側とに整然と配置されず、多少なりとも混同が生じて、じぶんは「愛している」と同時に「愛されている」のであり、相手も同様だという認識形態あるいは感知形態に至る。これが相互主観性の現象としての同一視である。

同一視が何故に愛憎関係を特権的な場として生じるのか、という問いに対しては、愛とか憎しみとかがそもそも一方的な認識作用としては意味をなさないからだと答えておこう。つまり、愛することはその相手から愛り返されるか否かによって意味が大きく変わってくるのであり、これを無視して超然と一方的に愛するなどということは、愛の本質を外しているのである。憎しみについても同様のことが言えるだろう。

さて、「かけがえのない人格存在」いいかえれば「唯一無二の主体」として相手をとらえることは、なぜ同一視のような相互主観性をその基盤として要請するのであるか。

まず第一に、私たちは自分をかけがえのない人格存在としてとらえていることがあげられる。そのような自分と同一視されうる存在であるからこそ、相手もまたかけがえのない人格存在でありうるというわけである。フッサール流の「私のアナロジーとしての他者」である⁽¹⁴⁾。

第二に、そのような私のアナロジーでなくとも、私たちは対面する相手から「見られている」という感覚を持つ。この他者のまなざしは、必ずしもサルトルの言うような⁽¹⁵⁾「わたしを対象化＝モノ化するまなざし」とは限らず、逆に私を見守り、鼓舞する母や恋人のまなざしでもありうる。この後者の意味での他者のまなざしこそ、私をして直截的に他者の主体性、それも私以上の主体性を感知させるものであり、それはまた唯一無二のというよりほとんど絶対的なといえるほどの主体性であろう。そう表現したければ「超越者」の感知といってもいいだろうが、あくまでも私の独我論的力域を超えた存在という意味においてである。

おそらくは第二の「見られている」「見守られている」ことの感受性の方が根底的であって、この「他者は私を超えているのかも知れない」ことの予感があるからこそ、わたしは自分を「かけがえのない存在」と自認することに自足し得ないのである。だからこそ「この他者もかけがえのない人格存在だ」というとらえ方が、私のお情けではなく、心底からわいてくるのである。

このことはピアジェ流の自己意識の発達観⁽¹⁶⁾に異議を唱えることになる。人は幼いとき自己中心的で、長じて社会的になる、というのではなく、幼時にも他者感受性が存在し、それが潜伏期を経て子ども期に開

花するのである。潜伏期こそ、他者に見守られつつ自我を形成する時期である。自己中心性は、この時期に顕著な「内的他者（フロイトのいうエス）」への対処法の錬磨中であることを示している。自律はこの自己中心性の時期に、外的他者、内的他者の双方への対処法を習得した結果として到達できるものなのである。換言すれば、主体の自由は他者への対処法を習得してこそ達成されるのであって、内面性の領域に退去することによってではないのである。それ故、自律的主体、自由な主体の形成に見守る主体（他者）、支える他者が介在する必要性を語れるのである。

以上の考察で示したことは、自由な主体の形成はある種の条件を満たした他者の拘束を伴うかわりによってこそ可能になる、という逆説である。ある種の条件とは①緩い権力場が存在すること、②そこにおける当事者が総合的判断を行えること、③相互主観性が成立すること、である。（②と③は①のいう「ゆるさ」の内実である。）

注

- (1) M・フーコー 『思考集成IX』筑摩書房 2001年所収の「主体の解釈学」では、ソクラテスの生き様を例として挙げている。(186～204頁)
- (2) 廣瀬浩司 『後期フーコー』青土社 2011年85～93頁
- (3) G・ベイトソン 『精神の生態学』思索社 1986、1987年および拙稿「人間性の認定について」『京都光華女子大学研究紀要第53号』2015年を参照されたい。
- (4) G・カンギレム 『正常と病理』法政大学出版局 1987年124頁、161頁、191頁
- (5) E・レヴィナスのvisageの思想を参照のこと。『全体性と無限』国土社1989年
- (6) S・モスコヴィツシに触発された前掲拙稿「人間性の認定について」および「ケア活動のコミュニケーション論的検討」『京都光華女子大学研究紀要第54号』を参照のこと。
- (7) I・カント 『判断力批判』(上)(下)岩波書店 1999年および2000年
- (8) E・レヴィナス、M・ブーバー、C・ロジャースらの思想を参照のこと。

- (9) E・フッサールやM・メルロ＝ポンティの現象学が重視したもの。ここでは総合的判断と受動的総合の類同性を言わんとしている。
- (10) R・ザン 『鏡の心理学—自己像の発達』ミネルヴァ書房1999年
- (11) Ph・アリエス 『<子供>の誕生』みすず書房1980年
- (12) M・メルロ＝ポンティ 『知覚の現象学I』みすず書房 1967年
- (13) R・K・マートン 『社会理論と社会構造』みすず書房1961年 384～385頁
- (14) E・フッサール 「デカルト的省察」『プレントナー、フッサール』中央公論社1970年 所収。
- (15) J・P・サルトル 『存在と無』人文書院 第三部
- (16) J・ピアジェ 『判断と推理の発達心理学』国土社1969年 第V章